

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	スーパー堤防の整備促進	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	井戸・大竹	内線	2815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 13年度		根拠	河川法	
終期設定	○有 ●無		法令等		
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	高潮対策事業により昭和50年に完成した現在の隅田川防潮堤（通称：カミソリ護岸）を、より安全性や親水性の高いスーパー堤防（特定地域高規格堤防）に作り変えることで、潤いのある水辺空間の創出を目指すものである。なお、事業主体は河川管理者の東京都建設局河川部である。				
対象者等	隅田川沿いの土地で建設事業を行おうとするもの （区は、対象者に本事業の案内や協力要請を行っている）				
内容	スーパー堤防、緩傾斜型堤防及びテラスの整備 【参考：隅田川の延長23.5km 内荒川区の接岸延長 約8.0km】 都市計画マスタープランにおける「将来都市構造」の中で、隅田川沿岸一帯を「ふれあいと憩いの都市軸」として定め、隅田川のウォーターフロントの特長を活かした街づくりを進めることとしている。また、環境基本計画でも、隅田川の水辺機能の整備促進施策として、本事業が位置付けられている。				
経過	<p>●スーパー堤防整備事業（特定地域堤防機能高度化事業：昭和60年創設）</p> <p>整備済地区：西尾久（荒川遊園） 平成3年3月完成 252m 南千住（アクロシティ） 平成6年3月完成 235m 南千住北（プランヴェール） 平成11年3月完成 125m 町屋（マルエツ） 平成12年3月完成 110m 町屋六丁目（尾竹橋中跡地） 平成14年10月完成 127m 白鬚西C（水神大橋下流） 平成15年3月完成 430m 白鬚西B（汐入大橋上流） 平成17年3月完成 183m 白鬚西D（汐入大橋～水神大橋） 平成18年3月完成 517m 白鬚西（瑞光橋公園北） 平成18年6月完成 120m 東尾久（旭電化跡地） 平成20年3月完成 336m 白鬚西（瑞光橋公園南） 平成20年3月完成 127m 計2,562m（約32%）</p> <p>事業中地区：西尾久三丁目地区（八幡中） 平成25年度完成予定 140m 南千住七丁目 完成時期未定 40m（約2%）</p> <p>●緩傾斜型堤防整備事業（都市河川総合整備事業：昭和55年度創設）</p> <p>整備済地区：白鬚西（瑞光橋下流） 平成13年3月完成 122m 白鬚西E（白鬚橋上流） 平成16年3月完成 383m 白鬚西A、G・F（補助189沿い） 平成18年3月完成 455m 計 960m（約12%）</p> <p>事業中地区：三河島（水再生センター裏）（平成30年頃完成予定） 202m（約3%）</p> <p>●テラス整備</p> <p>整備済地区：堤防完成箇所＋荒川遊園（91m）＋旭電化（69m） ＋尾竹橋上流640m（約8%） 計4,322m（約54%）</p>				
必要性	隅田川は都市内の貴重な自然環境であることから、街づくりの観点から水辺を再生し、区民に広く開放する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）				

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	-	-	-	-
	①決算額（25年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-
	②人件費等	1,281	1,694	1,222	1,308	1,270	1,239	
	③減価償却費				436	467	484	
	【事務分担量】（%）	15	20	15	15	15	15	
	合計（①+②+③）	1,281	1,694	1,222	1,744	1,737	1,723	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,281	1,694	1,222	1,744	1,737	1,723	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	テラス整備率（％）	54	54	54	54	54	接岸延長に対するテラス整備延長
②	土と緑の堤防整備率（％）	44	44	44	46	47	接岸延長に対するスーパー又は緩傾斜型堤防整備延長
③							

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、法的拘束力のない開発事業者の同意に基づく事業であるため、計画的な事業執行は見込めない ・沿岸のうち小規模敷地が集積している地域では、事業実施が困難なため整備可能区域とそれ以外を峻別する必要がある。 ・区民が荒川遊園から白鬚橋まで徒歩でいけるテラスの早期整備について都に働きかける必要がある。
他区の実況	（実施 12 区 未実施 10 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都と連携を図りスーパー堤防等の整備を促進する。	都と連携を図り、スーパー堤防の整備を促進し、整備率を向上させる。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	親水性と治水性を兼ね備えた堤防の整備は、快適で安全な暮らしに大きな効果をもたらす。

況議 （要質 旨問 状）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年一定 堤防整備状況の確認、テラスの連続性確保の要望 ・平成19年二定 テラスの連続性確保の要望 ・平成20年四定 隅田川堤防の安全性とスーパー堤防整備について ・平成22年二定 汐入公園防災用の船着場の活用について ・平成22年四定 スーパー堤防の整備状況と今後の整備の見通しについて
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	防災都市づくり推進計画	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	能見	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成	9 年度	根拠		
終期設定	● 有 ○ 無	37 年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	震災が発生した場合の被害の拡大を防ぐため、「東京都防災都市づくり推進計画（改訂版）」に基づき、建築物や都市施設等の耐震性や耐火性の確保に加え、都市構造の改善に関する諸施策を推進する。				
対象者等	整備地域・・・震災時の甚大な被害が想定される地域【荒川地域：約591ha】 （H22年改訂により西日暮里三丁目を追加）【千駄木・向丘・谷中地域 約212ha】 重点整備地域・整備地域のうち基盤整備事業等を重点的に展開する地域【町屋・尾久地区 約280ha】				
内容	整備地域内の木造住宅密集地域のうち、地震に関する地域危険度が高い地域で集中的に事業を実施し、早期に安全性の向上を図る。具体的な整備内容は①骨格防災軸、延焼遮断帯の整備及び避難場所等の拡充②密集市街地の整備（不燃化・共同化の促進、木造住宅密集地域整備促進事業、防災生活圏促進事業等「平成18年度で事業終了」）を行い防災生活圏の形成を目指す。中でも重点整備地域では①・②だけでなく、街路整備（90・306・193号線）、尾久の原公園整備、スーパー堤防整備、地区計画等様々な施策を推進する。なお、これらの諸施策について当課で東京都に報告や計画修正の提案をする。				
経過	平成7年度	都一	「防災都市づくり推進計画〈基本計画〉」策定		
	平成8年度	都一	「防災都市づくり推進計画〈整備計画〉」策定		
	平成9年度	区一	「防災都市づくり事業化可能性調査検討委員会」設置 国庫補助金を受けて、調査を実施した（東尾久1丁目の区域）		
	平成10年度	区一	前年の調査結果を踏まえ、庁内調整 ⇒ 事業化見合わせ		
	平成14年度	都・区一	推進計画改定に伴う調査及び整備地域・重点整備地域の見直し検討		
	同年12月	都一	第5回地域危険度調査公表		
	平成15年9月	都一	推進計画改定後の基本計画公表		
	16年3月	都一	推進計画改定後の整備プログラム公表		
	平成20年2月	都一	第6回地域危険度調査公表		
	同年5月	都・区一	第1回町屋・尾久地区木造密集地域対策都区連絡会開催		
	平成22年1月	都・区一	推進計画（基本計画・整備プログラム）を改訂 ※千駄木・向丘・谷中地域に西日暮里三丁目を追加 等		
	平成24年度		「荒川区地域防災計画」改訂		
	※整備地域内において平成37年度までに不燃領域率70%を目指す				
必要性	震災時に区民の生命と財産を守るため、木造密集市街地の総合的な改善が必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	—	—	—	—	—	—	—	
①決算額（25年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	—	
②人件費等	854	2,541	1,629	2,023	1,694	1,652		
③減価償却費				872	622	645		
【事務分担量】 (%)	10	30	20	30	20	20		
合計（①+②+③）	854	2,541	1,629	2,895	2,316	2,297	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	854	2,541	1,629	2,895	2,316	2,297	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	全密集地域の不燃領域率（%）	43.1 (H18)	43.1 (H18)	50.0 (H23)	50.0 (H23)	50.0 (H23)	土地面積に対する耐火建築、道路及び空地面積の比率（5年毎計測）
②							
③							

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> 個人の資産である住宅については、ライフサイクルに合わない助成制度があっても建替えが進まない 事業手法のうち区画整理については、その事業化に膨大な経費を要するため、現在の財政状況下では区では実施不可能。 不燃化特区及び特定整備路線の指定による一層の推進を検討する。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	荒川区地域防災計画の見直しと街づくり計画を整合する。	
②	東京都による不燃化特区の指定にあわせた、市街地更新プログラムの展開を検討する。	地区施設の整備の誘導
③	特定整備路線に指定された道路沿道の整備プログラムについて検討する。	特定整備路線に指定された計画道路の沿道用途について見直しを行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	密集地域の多い当区においては、都と連携を図り、推進計画における位置づけが重要である。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	都市防災不燃化促進事業	部課名	防災都市づくり部 防災街づくり推進課	課長名	松崎
		担当者名	大沼、前川	内線	2828
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	都市防災不燃化促進事業費（01-03-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成	58 年度	根拠	国：社会資本総合整備交付金制度要綱及び交付要綱 都：東京都防災密集地域総合整備事業制度要綱及び補助交付要綱 区：荒川区防災密集地域総合整備事業制度要綱及び都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱	
終期設定	● 有 ○ 無	30 年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	大規模地震等により発生する市街地火災から避難する住民を守り、防災上重要な避難路・避難地の安全性を確保するため、その周辺地域を不燃化促進区域に指定し、耐火建築物の建築費用の一部を助成することにより不燃化促進を図る。それにより、市街地火災の延焼拡大を防ぎ、住民の財産を保全する。				
対象者等	事業期間内に「不燃化促進区域(避難路沿道から幅員30m、避難地周辺から周囲120mの区域)」に指定された地区内で、2階建て以上かつ高さ7m以上の耐火建築物を建てる者。 ※宅地建物取引業者が建築する販売を目的とする耐火建築物及び中小企業者以外の会社又は事業を営む個人が建築する耐火建築物は除く。				
内容	* 不燃化助成制度の内容 (1) 基本助成 1～3階までの延べ床面積に応じて助成。最低保障額200万円。＜国・都・区＞ (2) 加算助成 ① 仮住居費＜国・都・区＞(40万円) ② 三世代住宅＜国・区＞(120万円) ③ 共同・協調建替え＜区単＞(100万円) ④ 賃貸用共同住宅＜区単＞(100万円) ⑤ 住宅型不燃建築物助成 ＜国・都・区＞(4階以上の住戸面積に応じて助成)				
経過	昭和58年 7月 荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定 助成額最低保障・共同化加算制度実施 昭和60年 4月 三世代住宅加算制度実施 平成元年 5月 協調建替え加算制度、仮住居費助成制度実施 平成 4年 4月 賃貸用共同住宅加算制度、住宅型不燃建築物助成制度実施 平成21年 3月 荒川区防災密集地域総合整備事業制度要綱 及び荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定 ＜事業実施地区＞ 補助90号線第二:H11.4～26.3 ＜事業終了地区＞ 小台通り:S59.8～H11.3、白鬚西I:S58.7～H13.3、尾竹橋通り:S62.6～H13.3、 旭電化跡地周辺:H1.11～16.3、補助306号線:H2.9～H17.3、補助189号線:H9.4～19.3、 放射12号線(補助107号線):H5.1～22.3、補助90号線:H9.4～25.3				
必要性	建築主に建築費用の一部助成を行う本事業は、耐火建築物へと建替促進を誘導する効果が大きく、不燃化促進の指標である不燃化率を早期に向上させるためにも実施し続ける必要がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員) 事前協議 → 建築確認 → 助成対象内定申請 → 工事着工 → 中間検査 → 工事完了 → 完了検査 → 交付申請(助成金) → 交付決定(助成金) → 助成金請求 → 助成金交付				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	54,779	44,398	41,628	39,532	50,626	31,618	13,619	
①決算額(25年度は見込み)	27,737	44,314	14,579	22,465	49,952	2,984	13,619	
②人件費等	11,708	18,670	14,581	9,209	9,379	8,072		
③減価償却費				6,972	6,842	5,647		
【事務分担量】(%)	280	382	305	240	220	175		
合計(①+②+③)	39,445	62,984	29,160	38,646	66,173	16,703	13,619	
国(特定財源)	13,200	17,800	7,000	9,630	23,070	1,368	5,274	
都(特定財源)	7,200	10,710	3,700	4,815	10,935	684	2,037	
その他(特定財源)								
一般財源	19,045	34,474	18,460	24,201	32,168	14,651	6,308	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	放射12号線(補助107号線)地区	3	3	0	-	-	-	-
	補助90号線地区	1	1	2	2	3	1	-
	補助90号線第二地区	1	2	1	1	4	0	2

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		旅費	近接地外旅費	27	近接地外旅費	54	近接地外旅費
需用費	消耗品購入等	147	消耗品購入等	127	消耗品購入等	150	
負担金補助及び交付金	建設事業補助金	47,182	建設事業補助金	2,736	建設事業補助金	10,549	
	都市防災推進協議会負担金	40	都市防災推進協議会負担金	40	都市防災推進協議会負担金	40	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	補助90号線地区不燃化率	39.6%	40.4%	40.9%	-	-	不燃化促進区域の建築面積の総数に対する耐火建築物及び準耐火建築物が占める割合(%)
②	補助90号線第二地区不燃化率	32.7%	35.3%	37.1%	40.0%	-	不燃化促進区域の建築面積の総数に対する耐火建築物及び準耐火建築物が占める割合(%)

（問題点・課題） （指標分析）	① 補助90号線第二地区は事業終了を迎えるが、延焼遮断帯の機能を発揮する不燃化率40%が達成されていない。
	（実施 11 区 未実施 3 区）千代田・中央・港 事業完了区 8区：新宿・文京・江東・渋谷・杉並・豊島・練馬・江戸川

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	補助90号線第二地区の事業期間について速やかに東京都と協議を進め、事業延伸を図る。	事業延伸後はホームページ、区報掲載、チラシの各戸配布等により事業及び助成制度の周知に努める。
②		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	延焼遮断帯を形成するため、本事業を推進する。

議会（要旨） 質問状況	
----------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	密集住宅市街地整備促進事業		部課名	防災都市づくり部 防災街づくり推進課	課長名	松崎
			担当者名	大沼・茂手木	内線	2829
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	密集住宅市街地整備促進事業費（01-04-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 62 年度		根拠	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年5月9日、法律49号）		
終期設定	● 有 ○ 無 30 年度		法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画		
行政評価事業体系	分野	安全安心都市 [VI]				
	政策	防災・防犯のまちづくり [11]				
	施策	災害に強いまちづくりの推進 [11-03]				
目的	木造住宅が密集し公共施設（道路・公園・広場等）が未整備な地域において、建替え支援による住環境の整備、避難路周辺等の不燃空間の形成及び公共施設の整備など面的な整備を行うことにより、地域の防災性を向上させるとともに良質な住環境への改善を図る。					
対象者等	荒川五・六丁目地区、南千住一・荒川一丁目地区、町屋二・三・四丁目地区、尾久中央地区の老朽家屋等で共同建替等の建築主、当該地区における主要生活道路の拡幅整備事業等に係る沿道建替等の建築主等。					
内容	<p>①老朽住宅等の建替促進 老朽家屋の共同建替え等を行う建築主に対して、既存建物の除却・整地費、共同建築物の設計費、廊下・階段等の共同施設整備費の一部を助成する。 ※建築費用の融資額の一部に対する利子補給は、平成18年度に廃止した。</p> <p>②延焼遮断帯形成事業 密集市街地における優先整備路線にて比較的小規模で実現可能性の高い延焼遮断帯を形成し、火災が発生した時の市街地大火の拡大を防止するため、沿道建替を行う建築主に対して、既存建物の除却・整地費、設計・監理費、外壁等の共同施設整備費の一部を助成する。</p> <p>③主要生活道路沿道建替事業 主要生活道路等において、道路空間の確保や沿道建築物の不燃化を進めるため、当該道路に面する建築物の建替え等に対し、その費用の一部を助成する。荒川区独自の制度（平成19年6月1日施行）。</p> <p>④事業推進活動 防災まちづくり連絡会等の住民組織を育成・支援するとともに、地域のまちづくり意識を啓発して、災害に強い街への一層の転換を図ると共に、地区計画の策定を進める。</p> <p>⑤公共施設整備 道路・公園・広場等のオープンスペース、防災関連施設の整備を行う。</p> <p>⑥細街路拡幅整備 細街路拡幅整備事業を活用した後退用地の整備を行う。</p>					
経過	<p>荒川五・六丁目地区事業導入（昭和62年11月6日整備計画大臣承認～平成28年度） 33.6ha</p> <p>南千住一・荒川一丁目地区事業導入（平成11年1月29日整備計画大臣承認～平成25年度） 15.1ha</p> <p>町屋二・三・四丁目地区事業導入（平成11年1月29日整備計画大臣承認～平成30年度） 43.5ha</p> <p>尾久中央地区事業導入（平成21年3月31日整備計画大臣承認～平成30年度） 34.5ha</p>					
必要性	事業地区は、行止り道路や細街路が多く、狭隘な敷地に老朽木造住宅が密集するなど、災害時の危険が高く（東京都・地震に関する「第6回地域危険度測定調査結果一覧表」で地震による地域危険度＜総合＞が4～5と判定されている）、延焼遮断帯の未形成、建築物の不燃化、消防困難地域の解消等多くの課題を抱えている。防災まちづくりを効果的に進めるため、密集住宅市街地整備促進事業や不燃化促進事業等の施策を重層的に展開し、地域の防災性と住環境の向上を図る必要がある。					
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 防災まちづくりの効果をあげるため、住民活動組織を育成・支援するとともに、地区住民への個別訪問その他の方法により防災意識の啓発と不燃建築物への建替誘導、地区計画への合意形成等を行う。これらを円滑に進めるため、専門コンサルタントに事業推進活動を委託する。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	174,536	113,616	118,414	113,950	92,635	150,223	189,673	
①決算額（25年度は見込み）	73,758	70,188	75,324	73,962	82,989	131,823	189,673	
②人件費等	48,737	50,923	51,107	46,234	48,730	48,835		
③減価償却費				20,771	23,636	21,137		
【事務分担当量】（%）	635	703	778	715	760	655		
合計（①+②+③）	122,495	121,111	126,431	140,967	155,355	201,795	189,673	
国（特定財源）	13,176	13,040	12,480	14,560	21,708	40,004	64,261	
都（特定財源）	16,368	19,049	13,281	12,002	14,214	22,480	34,950	
その他（特定財源）								
一般財源	92,951	89,022	100,670	114,405	119,433	139,311	90,462	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	不燃建築物への建替助成		14戸	1戸	1戸	1戸	1戸	1戸
	公園等の整備	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	2ヶ所
	細街路の整備	28ヶ所	27ヶ所	24ヶ所	35ヶ所	39ヶ所	44ヶ所	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	旅費	近接地外旅費	43	近接地外旅費	36	近接地外旅費	48
	需用費	消耗品購入等	305	消耗品購入等	273	消耗品購入等	306
	委託料	事業推進活動委託他	48,173	事業推進活動委託他	52,185	事業推進活動委託他	58,349
	負担金補及び交付金	建設事業補助金	23,925	建設事業補助金	5,295	建設事業補助金	29,260
		利子補給	7,534	利子補給	6,470	利子補給	5,639

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
①	不燃領域率（密集事業地区）	49.4%	50.0%	50.5%	51.0%	65.0%	土地面積に対する耐火・準耐火建築面積、空地等の比率
②	空地率（密集事業地区）	10.7%	10.8%	10.8%	11.0%	25.0%	土地面積に対する道路（全て）、公園等の比率
③	老朽住宅率（密集事業地区）	62.0%	60.1%	60.2%	59.0%	50.0%	事業地区全建物棟数に対する老朽住宅棟数の比率

（問題点・課題）	<p>事業地区の周辺は都市計画道路等が囲んでおり、道路沿道は不燃建替えがある程度進んでいる。しかし、道路の後背地は老朽木造の建築物が建てこみ、狭隘な敷地や不接道、公園・広場等の公共施設の整備の遅れ、また、消防活動困難区域が多く存在する。</p> <p>この消防活動困難区域解消等の課題には、優先整備路線及び主要生活道路等の拡幅整備及び耐火建築物への建替えが必要であるが、区民の防災意識が高まる反面、複雑な権利関係と居住者の高齢化などの要因が重なって、道路拡幅に伴う建替えや耐火建築物への建替えが進まない状況にある。</p>
	<p>（実施 16 区 未実施 4 区）千代田・中央・港・江東</p> <p>事業終了区 2区：文京・大田</p> <p>地区計画制度を導入し、耐火建築物への建替えと公共施設の同時整備を行っている。また街路事業や他の事業を複合的に組合せ密集事業に相乗効果をもたせ積極的な街路整備を行っている。</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地権者との用地買収に係る折衝を重ね、優先整備路線等の拡幅整備を推進する。	優先整備路線等の拡幅整備を推進することにより、ミニ延焼遮断帯の形成、避難路の確保、消防活動困難区域の解消を図ることができる。
②	尾久中央地区における地区計画について、都市計画決定をする。	消防活動困難区域の解消等を目的とする優先整備路線の拡幅整備を地区計画の規制・誘導により担保できる。また、事業終了後も道路空間確保が担保される。
③	地元協議会の情報提供等を活用し、公園、広場等の不足地域における用地を確保する。	公園、広場等のオープンスペースの整備を図ることにより、防災活動拠点とするとともに、耐震性貯水槽など防災関連施設の拡充を進めることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	災害に強いまちづくりを実現するため木密地域不燃化10年プロジェクトの不燃化特区制度を活用しながら重点的・集中的な取組みを実施する。

議会質問状況（要旨）	<p>平成11年2定 「防災再開発促進地区の指定と防災生活圏促進事業について」</p> <p>平成16年3定 「老朽木造密集市街地における建替えの推進策について」</p> <p>平成17年3定 「密集事業の現状・荒川二丁目への事業導入・荒川五・六丁目地区への取組みについて」</p> <p>平成18年3定 「密集市街地における生活道路について」</p> <p>平成18年4定 「町屋地域の整備・密集市街地整備促進事業の延伸について」</p> <p>平成20年1定 「荒川二丁目の都営住宅跡地について」</p> <p>平成21年2定 「密集事業の推進について（荒川二丁目用地について）」</p> <p>平成22年3定 「町屋地域の街づくりについて（防災性向上策について）」</p> <p>平成22年4定 「防災まちづくりについて（新たな密集住宅市街地整備事業促進策）」</p> <p>平成23年1定 「密集市街地整備について（対策強化と木密地域不燃化10年プロジェクト）」</p> <p>平成24年2定 「防災・減災対策について（木造密集市街地の解消に向けて）」</p> <p>平成24年3定 「防災対策について（木密10年プロジェクトと特定整備路線の整備）」</p> <p>平成24年4定 「大規模災害に強い防災街づくりの更なる進展」、「木密地域の解消に向けた取組みについて」</p> <p>平成25年1定 「安全安心のまちづくり」</p>
------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	近隣まちづくり推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎
		担当者名	上原	内線	2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	近隣まちづくり推進事業費（01-07-02）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	12 年度	根拠	荒川区近隣まちづくり推進制度要綱、荒川区非常勤職員設置要綱等	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	区民の建替え等の相談及び接道敷地と不接道敷地を含む協調建替え等のまちづくり活動に対して、適切な相談、助言及び情報提供を行うことにより、区民の自主的な建物更新及び住環境の改善を支援する。併せて、区で実施する防災まちづくり事業を推進する。				
対象者等	1 建替え等総合相談 区民又は区内のまちづくり団体。 2 近隣まちづくり推進制度等 不接道敷地を含む複数の敷地が連担する一定の地域に居住する区民又は土地建物の権利者				
内容	1 建替え等総合相談 ・ 窓口及び専門家による相談 ・ まちづくりサポーター及びコンサルタントの派遣による支援 ・ 情報スポットコーナー、ホームページによる情報提供 2 近隣まちづくり推進制度 ・ 連担建築物設計制度を活用した協調建替えにより不接道敷地にある老朽木造家屋の建替えを促進するため、助言及び接道敷地での建替えを助成（建設費200万円、三世代住宅加算120万円、仮住居費加算40万円）する。 ・ 平成19年度に、過去の相談事例を踏まえて制度の要件緩和等を行い、地域の実態に合わせて利用しやすいよう、制度の改正を行った。				
経過	1 建替え等総合相談 ・ 平成12年4月、まちづくり公社廃止後、住環境整備課が事業継続。専門相談を建築士及び税理士とし、弁護士による法律相談は区民相談所が対応することとした。 2 近隣まちづくり推進制度 ・ 平成14年7月 近隣まちづくり推進制度に係る認定基準及び近隣まちづくり推進制度要綱制定。 ・ 平成15年9月 推進制度要綱一部改正。同年10月、近隣まちづくり等支援制度要綱制定 ・ 平成17年2月 認定基準一部改正 ・ 平成19年3月 認定基準及び推進制度要綱、支援制度要綱一部改正 ・ 平成22年12月 支援制度要綱一部改正				
必要性	建築全般に関する相談窓口として区民ニーズは高く、今後も継続して利用されることが見込まれる。また、近隣まちづくり推進制度による不接道敷地にある老朽木造住宅の建替え更新は、木造密集市街地の防災性向上に寄与するもので、住環境改善のための手法として不可欠である。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 専門家（建築士・税理士）による相談は、荒川区建築設計事務所協会及び東京税理士会荒川支部に委託し、2か月に1回程度実施。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	8,034	12,508	9,735	6,301	6,436	6,434	6,030	
①決算額（25年度は見込み）	8,034	8,714	5,902	5,843	5,402	5,769	6,030	
②人件費等	5,855	4,185	3,585	3,122	11,010	6,535		
③減価償却費				5,229	5,909	6,131		
【事務分担量】（%）	240	235	200	180	190	190		
合計（①+②+③）	13,889	12,899	9,487	14,194	22,321	18,435	6,030	
国（特定財源）				19	70	4	72	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	13,889	12,899	9,487	14,175	22,251	18,431	5,958	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
一般相談	1,035	827	579	899	1,361	1,104	1,121	
専門相談	5	8	9	10	7	6	8	
まちづくりサポーター派遣	22	32	40	58	88	41	62	
近隣まちづくり推進制度	0	0	0	0	0	0	1	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	非常勤職員報酬	4,661	非常勤職員報酬	4,814	非常勤職員報酬
報酬費	コンサル派遣等	221	コンサル派遣等	198	コンサル派遣等	351	
委託料	専門相談	106	専門相談	63	専門相談	127	
一般需用費	消耗品	10	消耗品	45	消耗品	90	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	一般相談件数	899	1,361	1,104	1,121	1,121	目標値は22～25年度の平均
②	近隣まちづくり推進制度利用件数	0	0	0	1	3	
③							

(問題点・課題分析)	近隣まちづくり推進制度を有効に活用するためには、接道敷地を含む関係権利者の権利及び意見等を調整し、近隣まちづくり計画に基づく建替え更新の合意が条件であるが、当事者間だけでは調整及び計画作成が困難なため、これらに対する支援が必要である。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	密集事業地区においては、近隣まちづくりのコンサルタントだけではなく、密集事業のコンサルタントも有効に活用して、積極的に権利及び意見等の調整を行い、早期の住民合意に向け取り組んでいく。	引き続き密集事業地区においては、早期の住民合意に向け取り組んでいく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	不接道宅地の解消を目指し、本事業を重点的に推進する。

(状況)	○H18二定 「不接道宅地対策について」 ○H19二定 「不接道宅地解消の可能性のために」 ○H23四定 「不接道宅地解消への道」
------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	木造建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎			
		担当者名	堀込	内線	2826			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	木造建物耐震化推進事業費（01-11-01）							
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成	17 年度	根拠	荒川区木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領				
終期設定	● 有 ○ 無	27 年度	法令等					
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画				
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]						
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]						
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]						
目的	密集した市街地にある木造建物のうち、大規模地震による倒壊等のおそれがある建物について、建物耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援する制度を確立することで建物の耐震性等の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。							
対象者等	昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建住宅（自己用、貸家）・診療所・町会事務所・賃貸アパート							
内容	補助の内容							
	事業 建物	耐震診断	耐震補強設計	耐震補強工事	耐震建替え工事	耐震シェルター設置工事(高齢者又は障がい者世帯のみ)		
	戸建住宅(自己用)・診療所	診断費の10/10(限度額30万円)	設計費の2/3(限度額15万円(高齢者世帯は30万円))	工事費の2/3(限度額100万円(高齢者世帯は200万円))	工事費の2/3(限度額150万円(高齢者世帯は300万円))	工事費の2/3(限度額30万円)		
	町会事務所		—	—	—	—		
	戸建住宅(貸家)	設計費の1/2(限度額15万円(高齢者世帯は30万円))	工事費の1/2(限度額100万円(高齢者世帯は200万円))	工事費の1/2(限度額150万円(高齢者世帯は300万円))	工事費の1/2(限度額30万円)	—		
賃貸アパート	診断費の10/10(限度額50万円)	設計費の1/2(限度額25万円(高齢者世帯は50万円))	工事費の1/2(限度額150万円(高齢者世帯は300万円))	工事費の1/2(限度額250万円(高齢者世帯は500万円))	—			
経過	<p>平成17年5月 木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領制定</p> <p>平成18年4月 木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領一部改正</p> <p>平成18年7月 木造住宅耐震補強推進事業実施要領一部改正</p> <p>平成19年5月 木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領一部改正</p> <p>平成20年3月 木造住宅等耐震化推進事業制度要綱・実施要領全部改正</p> <p>平成20年12月 木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領全部改正</p> <p>平成21年6月 木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正</p> <p>平成22年6月 木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正</p> <p>平成23年10月 木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正</p> <p>平成24年3月 木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正</p> <p>平成25年3月 木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正（簡易診断を廃止し、一般診断補助制度新設）</p>							
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <p>補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震補強工事等着手→耐震診断、耐震補強工事等等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付</p>							
予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	2,840	60,450	53,355	44,038	95,140	99,419	99,440
	①決算額（25年度は見込み）	1,810	10,560	12,994	19,240	78,100	93,985	99,440
	②人件費等	6,222	9,999	9,286	10,656	15,668	10,699	
	③減価償却費				5,229	6,376	6,131	
	【事務分担量】（%）	80	175	170	180	205	190	
	合計（①+②+③）	8,032	20,559	22,280	35,125	100,144	93,985	99,440
	国（特定財源）	405	6,583	3,893	8,687	41,366	43,183	46,855
	都（特定財源）	50	1,579	1,184	1,845	5,053	8,314	8,650
その他（特定財源）							43,000	
一般財源	7,577	12,397	17,203	24,593	53,725	42,333	935	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	耐震診断支援事業	27	29	28	34	72	92	50
	耐震補強設計支援事業		4	4	2	2	6	6
	耐震補強工事支援事業	1	3	2	1	2	3	5
	耐震建替え工事支援事業		1	6	10	43	49	50
	耐震シェルター設置工事支援事業		0	0	0	0	1	1

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報償費 負担金補助及び交付金	耐震診断		2,240	耐震診断	2,900	耐震診断	3,040
	耐震補強設計		860	耐震補強設計	2,343	耐震補強設計	3,100
	耐震補強工事		3,000	耐震補強工事	3,000	耐震補強工事	9,000
	耐震建替え工事		72,000	耐震建替え工事	85,500	耐震建替え工事	84,000
	耐震シェルター設置工		0	耐震シェルター設置	242	耐震シェルター設置	300

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	耐震診断支援事業(件)	34	72	92	50	50	25年度に簡易診断から一般診断に変更
②	耐震補強設計支援事業(件)	2	2	6	6	6	
③	耐震補強工事支援事業(件)	1	2	3	5	5	
④	耐震建替え工事支援事業(件)	10	43	49	50	50	
⑤	耐震シェルター設置工事支援事業(件)	0	0	1	1	1	

(問題点・課題分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の費用負担の問題 ・ 既存不適格建物の補強工事の問題（建物の道路突出が解消できない・防火地域内の防火性能向上に費用がかかる） ・ 高齢者は住宅の耐震化に向けて動くことが難しい
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	耐震診断の結果、耐震補強工事等の必要があると判定された建物のうち耐震補強工事等を行っていない建物の所有者への戸別訪問実施	引き続き、耐震診断の結果、耐震補強工事等の必要があると判定された建物のうち耐震補強工事等を行っていない建物の所有者への戸別訪問の実施
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業を周知し、重点的に推進する。

議会質問状況（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ○H18 二定 「耐震補強制度の促進・拡充について」 ○H19 三定 「耐震化率90%実現に向けて、木造家屋の耐震化を強力に推進について」 ○H19 三定 「居室スペースのシェルター化と免震・制震住宅普及策について」 ○H19 四定 「耐震改修促進計画」の推進と区との取組みについて」 ○H21 二定 「耐震化の促進と区独自の補助拡大大策について」 ○H22 四定 「建物の耐震改修促進策について」 ○H23 二定 「災害弱者の住宅に緊急に簡易的な補強工事も含めての支援について」 ○H23 二定 「木造住宅の耐震改修をまちづくりの中心に据え、予算体制の拡充について」 ○H23 三定 「耐震化推進のため不適格住宅の簡易改修への支援について」 ○H24 二定 「耐震化推進事業の違反建築物対象外について」 ○H24 三定 「建物耐震化推進のための方策について」 ○H24 四定 「木造住宅耐震化率を一気に引き上げることにについて」
------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	非木造建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎
		担当者名	恩田	内線	2827
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	非木造建物耐震化推進事業費（01-11-02）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成	19 年度	根拠	荒川区非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領	
終期設定	● 有 ○ 無	27 年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	大規模地震による倒壊等のおそれがある非木造建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事を行う区民を支援する制度を確立することで建物の耐震性の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。				
対象者等	1. 耐震事業：昭和56年5月31日以前に建築された非木造の戸建住宅（自己用、貸家）・診療所・町会事務所・マンション（分譲、賃貸）・一般緊急輸送道路沿道建物（建物高さが道路幅員の1/2を超えるもの） 2. 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業：昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションの管理組合又は区分所有者の代表者				
内容	1. 耐震事業（補助の内容）				
	建 物	耐震診断	耐震補強設計	耐震補強工事	耐震建替え工事
	分譲マンション	診断費の2/3 （限度額100万円）	設計費の2/3 （限度額100万円）	工事費の2/3 （限度額1000万円）	—
	賃貸マンション	診断費の1/2 （限度額50万円）	設計費の1/2 （限度額50万円）	工事費の1/2 （限度額500万円）	—
	戸建住宅（自己用）・診療所	診断費の2/3 （限度額15万円）	設計費の2/3 （限度額15万円）	工事費の2/3 （限度額100万円）	工事費の2/3 （限度額150万円）
	町会事務所	—	—	—	—
	戸建住宅（貸家）	診断費の1/2 （限度額15万円）	設計費の1/2 （限度額15万円）	工事費の1/2 （限度額100万円）	工事費の1/2 （限度額150万円）
一般緊急輸送道路沿道建物	診断費の2/3 （限度額100万円）	設計費の2/3 （限度額100万円）	工事費の2/3 （限度額1000万円）	工事費の2/3 （限度額1500万円）	
2. 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業 耐震化に向けた区分所有者間の合意形成等の支援（無料（3回/棟まで））					
経過	平成19年 5月 平成20年12月	分譲マンション耐震診断事業実施要綱制定 分譲マンション耐震診断事業制度要綱・実施要領全部改正 →非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領			
	平成21年 8月 平成22年 6月 平成22年 8月 平成23年10月 平成24年 3月	非木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正 （特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱制定のため、沿道建物の事項削除）			
必要性	当区では現行の耐震基準を満たしていない非木造建物が多数密集しており、地震時に多数倒壊し、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたす恐れがある。そこで、これらの建物に対し、耐震診断・耐震改修助成を行い、避難の安全性を確保する。また、平成20年4月に策定した耐震改修促進計画の目標である耐震化率90%を早期に実現するための重要な支援策である。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断・耐震補強工事等着手→耐震診断・耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	5,000	5,000	36,200	42,032	46,788	31,726	33,851
	①決算額（25年度は見込み）	0	0	20,594	3,887	10,270	14,594	33,851
	②人件費等	854	1,938	3,991	4,325	5,505	2,059	
	③減価償却費				2,034	2,488	1,129	
	【事務分担当量】（%）	10	30	70	70	80	35	
	合計（①+②+③）	854	1,938	24,585	10,246	18,263	14,594	33,851
	国（特定財源）			9,354	1,755	4,966	7,113	15,954
	都（特定財源）			250	0	3,022	3,049	5,804
その他（特定財源）							12,000	
一般財源	854	1,938	14,981	8,491	10,275	4,432	93	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	耐震診断支援事業	0	0	3	1	8	3	15
	耐震補強設計支援事業	—	0	2	1	1	1	5
	耐震補強工事支援事業	—	0	2	1	0	1	3
	耐震建替え工事支援事業	—	0	0	0	1	1	2
	分譲マンション耐震アドバイザー	—	—	—	0	0	3	8

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
負担金補助及び交付金 報償費	耐震診断	8,270	耐震診断	2,000	耐震診断	11,450	
	耐震補強設計	500	耐震補強設計	1,000	耐震補強設計	3,150	
	耐震補強工事	0	耐震補強工事	10,000	耐震補強工事	16,000	
	耐震建替え工事	1,500	耐震建替え工事	1,500	耐震建替え工事	3,000	
	分譲マンション耐震ア	0	分譲マンション耐震	0	分譲マンション耐震	251	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	耐震診断支援事業（件）	1	8	3	15	17	
②	耐震補強設計支援事業（件）	1	1	1	5	5	
③	耐震補強工事支援事業（件）	1	0	1	3	3	
④	耐震建替工事支援（件）	0	1	1	2	3	
⑤	分譲マンション耐震アドバイザー派遣（件）	0	0	3	8	9	

問題点・課題 （分析課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・工場の費用負担の問題 ・設計図書が不備の場合、耐震診断の費用が増大する ・分譲マンションの場合、多くの区分所有者等の合意形成が容易ではない ・鉄骨造建物のアスベスト除去・耐火対策のための費用が発生する
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	分譲マンションの区分所有者の合意形成に向け分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業のPRを強化する。	引き続き、分譲マンションの区分所有者の合意形成に向け分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業のPRを充実させる。
②	昭和56年以前に建築された賃貸マンション全棟にダイレクトメールを発送し、事業を周知する。	引き続き、ダイレクトメールで事業を周知していく。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業を周知し、重点的に推進する。

議会質問状況 （要旨）	OH18	四定	「マンションにおける地震対策について」
	OH19	四定	「耐震改修促進計画の推進と区の実施について」
	OH21	一定	「マンション建替えについて」
	OH21	二定	「耐震化の推進と区独自の補助拡大策について」
	OH22	四定	「建物の耐震改修促進策について」
	OH24	二定	「耐震化推進事業の違反建築物対象外について」
	OH24	三定	「建物耐震化推進のための方策について」

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎	
		担当者名	堀込	内線	2826	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業費（01-11-03）					
事務事業の種類	● 新規事業（○ 25年度 ● 24年度）		○ 建設事業		○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	24年度	根拠	荒川区特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱		
終期設定	● 有 ○ 無	27年度	法令等			
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画		
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]				
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]				
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]				
目的	地震発生時において特定緊急輸送道路に係る沿道建物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建物の耐震診断、耐震補強設計及び耐震補強工事等に係る費用を補助することにより、当該沿道建物の耐震化を推進し、もって災害に強いまちづくりを実現するとともに、地震による沿道建物の倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。					
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 昭和56年5月31日以前に建築された建物 ◆ 特定緊急輸送道路(日光街道、尾久橋通り、明治通りの一部)に敷地が接する建物 ◆ 道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建物 ◆ 耐震診断者は、東京都耐震化推進条例で定められた者 					
内容	支援事業	補助対象費用		補助金額		
	耐震診断	①延べ面積1,000㎡以内の部分 2,000円/平方メートル以内 ②延べ面積1,000㎡を超えて2,000平方メートル以内の部分 1,500円/㎡以内 ③延べ面積2,000㎡を超える部分 1,000円/㎡以内 ④延べ面積が3,000平方メートル未満の場合 ①+②+③+階数×15万円		補助対象費用×10/10		
		①延べ面積1,000㎡以内の部分 2,000円/㎡以内 ②延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1,500円/㎡以内 ③延べ面積2,000㎡を超える部分 1,000円/㎡以内		補助対象費用150万円以内	補助対象費用×5/6	
	耐震補強設計	①延べ面積1,000㎡以内の部分 2,000円/㎡以内 ②延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1,500円/㎡以内 ③延べ面積2,000㎡を超える部分 1,000円/㎡以内		補助対象費用150万円を超え300万円以内	補助対象費用×1/2+50万円	
				補助対象費用300万円超	補助対象費用×1/3+100万円	
		延べ面積×47,300円/㎡ 免震工法等による場合 延べ面積×80,000円/㎡ 住宅（マンションを除く）の場合 延べ面積×32,600円/㎡		補助対象費用1,650万円以内	補助対象費用×5/6	
耐震補強工事	延べ面積×47,300円/㎡ 免震工法等による場合 延べ面積×80,000円/㎡ 住宅（マンションを除く）の場合 延べ面積×32,600円/㎡		補助対象費用1,650万円を超え3,300万円以内	補助対象費用×1/2+550万円		
			補助対象費用3,300万円超	補助対象費用×1/3+1,100万円		
耐震建替え工事	耐震補強工事費用相当分 延べ面積×47,300円/㎡ 免震工法等による場合 延べ面積×80,000円/㎡ 住宅（マンションを除く）の場合 延べ面積×32,600円/㎡		補助対象費用2,475万円以内	補助対象費用×5/6		
			補助対象費用2,475万円を超え4,950万円以内	補助対象費用×1/2+825万円		
除却工事	耐震補強工事に要する費用相当分かつ除却工事に要する費用 延べ面積×30,000円/㎡		補助対象費用4,950万円超	補助対象費用×1/3+1,650万円		
経過	平成24年3月 特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱制定 平成25年3月 特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱一部改正（除却工事補助制度の新設）					
必要性	東京都の「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、特定緊急輸送道路沿道建物の耐震診断が義務化された。区内には現行の耐震基準を満たしていない沿道建物があり、地震時に倒壊し、道路閉塞により避難、救命活動等に支障をきたすおそれがある。そこで、沿道建物に対し、耐震診断・耐震補強工事等の補助を行い、避難の安全性を確保する。					
実施方法	(2-一部委託) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員) 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震補強工事等着手→耐震診断、耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付					

予算・決算額等の推移	事項名	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額		—	—	—	—	—	157,800	336,600	
①決算額(25年度は見込み)		—	—	—	—	—	50,019	336,600	
②人件費等		—	—	—	—	—	3,569	—	
③減価償却費		—	—	—	—	—	1,936	—	
【事務分担当量】(%)		—	—	—	—	—	60	—	
合計(①+②+③)		0	0	0	0	0	52,803	336,600	
国(特定財源)							24,078	167,820	
都(特定財源)							25,941	146,540	
その他(特定財源)								22,000	
一般財源		0	0	0	0	0	457	240	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	耐震診断支援事業	—	—	—	—	—	18	26	
	耐震補強設計支援事業	—	—	—	—	—	0	6	
	耐震補強工事支援事業	—	—	—	—	—	0	5	
	耐震建替え工事支援事業	—	—	—	—	—	0	1	
	除却工事支援事業	—	—	—	—	—	0	1	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
				耐震診断	50,019	耐震診断	104,000
				耐震補強設計	0	耐震補強設計	9,600
				耐震補強工事	0	耐震補強工事	170,000
				耐震建替え工事	0	耐震建替え工事	38,000
						除却工事	15,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	耐震診断支援事業（件）	-	2	18	26	-	
②	耐震補強設計支援事業（件）	-	-	0	6	7	
③	耐震補強工事支援事業（件）	-	-	0	5	6	
④	耐震建替工事支援（件）	-	-	0	1	2	
⑤	除却工事支援（件）	-	-	-	1	2	

問題点・課題 （指標点分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の費用負担の問題 ・設計図書が不備の場合、耐震診断の費用が増大する ・分譲マンションの場合、多くの区分所有者等の合意形成が容易ではない ・鉄骨造建物のアスベスト除去・耐火対策のための費用が発生する
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	沿道建物所有者に対する個別訪問実施	引き続き、沿道建物所有者に対する個別訪問実施
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業を周知し、重点的に推進する。

議会 （要旨）	OH24 二定 「緊急輸送道路沿道建物の耐震の促進について」
------------	--------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	ブロック塀等改修助成事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎
		担当者名	熊谷	内線	2827
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	ブロック塀等耐震改修促進事業費（01-11-04）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 21 年度	根拠	荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	震度5強程度の地震により倒壊のおそれがあり、道路等に面する危険なブロック塀等の改修工事に係る費用の一部を助成することにより、通行人等の地震時の安全性を向上し、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。				
対象者等	危険度D（平成20年度の実態調査結果）のブロック塀等の所有者・管理者等（平成24年度末時点：168件）				
内容	<p>1 改修助成制度 助成額：撤去費用の3分の2、但し1m当たり6,000円を上限とする。</p> <p>2 普及啓発活動 助成制度の対象となるブロック塀等の所有者・管理者に対し普及啓発活動を行う。 方法：戸別訪問形式</p> <p>平成20年度調査結果概要〔（財）全国建築コンクリートブロック工業会基準による。〕 危険度A 2,386件（53.6%）安全である。 危険度B 1,258件（28.3%）一応安全である。 危険度C 575件（12.9%）注意を要する。 危険度D 234件（5.2%）危険である。 合計 4,453件（100.0%）</p>				
経過	平成20年度 ブロック塀等の実態調査 平成21年7月 荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱制定 平成21年7月～9月 ブロック塀等の改修促進業務委託実施 平成22～24年度 職員による普及啓発活動実施				
必要性	大規模な地震時にブロック塀等が倒壊し、通行人等に危害を及ぼすことがないように道路に面する危険なブロック塀等を早急に改善する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 助成金交付申請→審査→助成金交付決定→工事着手→工事完了→工事完了報告→審査→助成金額確定→助成金交付				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	—	6,460	5,188	2,056	928	928	603
	①決算額（25年度は見込み）	—	6,195	422	128	158	0	603
	②人件費等	—	847	2,443	2,616	2,541	1,239	
	③減価償却費				872	933	484	
	【事務分担量】（%）	—	10	30	30	30	15	
	合計（①+②+③）	0	7,042	2,865	3,616	3,632	1,723	603
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	7,042	2,865	3,616	3,632	1,723	603
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	相談件数	—	—	21	14	36	9	20
	改善件数	—	—	15	10	32	9	17
	実績件数			3	1	3	0	3

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業PR委託	0	事業PR委託	0	事業PR委託	0
	負担金・補助	補助金	158	補助金	0	補助金	600
	需用費	消耗品費（フリイ代）	0	消耗品費（フリイ代）	0	消耗品費（フリイ代）	3

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
①	危険なブロック塀の改善率 （数）（％）	10	24	28	35	40	改善されたブロック塀数/危険なブロック塀数（234箇所）×100
②	危険なブロック塀の改善率 （長さ）（％）	15	30	35	40	45	改善されたブロック塀延長/危険なブロック塀延長（2,410.9m）×100
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・首都直下型地震が高い確率で発生すると予測されているため、危険なブロック塀等の改修は早急を実施する必要がある。そのため、助成内容について適宜見直しを行い、また、普及啓発を確実にを行うことにより、改修工事への誘導を図る。 ・狭あい道路等に面するなど、建物建替え時でないこと撤去、改修が困難なブロック塀等が多く、改善が進まない原因の一つとなっている。
他区の実況	（実施 2 区 未実施 1 区）2ブロック他区の実況 実施区 文京区：通学路が対象、生垣助成、細街路整備に併せて実施 台東区：高さ1.2mを超える塀、工事費の1/2（上限15万円）を補助

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	リーフレット、ホームページ、区報掲載等による周知徹底に取り組む。	引き続き、リーフレット、ホームページ、区報掲載等による周知徹底に取り組む。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	震災時における通行人等の安全性の確保のために本事業の必要性は高い。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	老朽空家住宅除却助成事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎
		担当者名	恩田	内線	2827
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	老朽空家住宅除却助成事業費（01-11-05）				
事務事業の種類	● 新規事業（○ 25年度 ● 24年度）		○ 建設事業	○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	24年度	根拠法令等	荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱	
終期設定	● 有 ○ 無	26年度			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	危険な老朽空家住宅の除却に係る経費の一部を助成することにより、大地震時の安全性を向上させ、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。				
対象者等	危険な老朽空家住宅の所有者（個人又は中小企業） ※不動産販売、不動産貸付又は駐車場業等を営む方が業務のために行う除却は、対象外				
内容	1 助成建築物 ・1年以上使用されていないことが確認できること ・住宅部分の面積が2分の1以上あること ・昭和56年5月31日以前に建築されていること ・区の現場調査等により倒壊等のおそれがあると診断されたこと 2 助成額 危険な老朽空家住宅の除却に要する費用の3分の2（限度額100万円）				
経過	平成24年5月1日 荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱制定				
必要性	倒壊や瓦の落下、外壁の崩落など、危険な老朽空家住宅が引き起こす被害から区民等を守るために必要であり、大地震が近々に発生すると予想されていることから緊急性も高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 助成金交付申請→審査→助成金交付決定→老朽空家住宅の除却→除却完了報告・助成金請求→審査→助成金交付				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	—	—	—	—	—	20,826	20,300
	①決算額（25年度は見込み）	—	—	—	—	—	8,745	20,300
	②人件費等	—	—	—	—	—	1,239	—
	③減価償却費	—	—	—	—	—	484	—
	【事務分担量】（%）	—	—	—	—	—	15	—
	合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	10,468	20,300
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	0	10,468	20,300
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	相談件数	—	—	—	—	—	36	40
	現場調査件数	—	—	—	—	—	28	30
	実績件数	—	—	—	—	—	12	20

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費			現場調査	0	現場調査	300
	負担金補			除却工事	8,745	除却工事	20,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	危険な老朽空家住宅の除却（件）	—	—	12	20	25	
②							
③							

（問題点・課題）	<p>・老朽空家住宅は、何年も放置され管理されていないものが多いため、年々危険度が増していく。老朽空家住宅の除却を促進させるため、まず建物所有者にこの制度を知ってもらい、利用を促す必要がある。区報やホームページ等で周知を図っているが、区外など近くに居住していない建物所有者の場合、周知方法に限界がある。</p> <p>・老朽空家住宅の敷地が借地である場合、除却を実施すると借地権が消滅してしまう。</p> <p>・老朽空家住宅の除却を実施すると、土地の固定資産税が上がる。</p>
他区の実況	<p>（実施 5 区 未実施 17 区）</p> <p>実施区 台東区、江東区、北区、足立区、葛飾区</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	リーフレット、ホームページの見直しを行い、建物所有者が本事業を利用しやすいよう、よりわかりやすい内容に改善する。	引き続き、リーフレット、ホームページ、区報掲載等による周知徹底に取り組む。
②	除却工事中の仮囲いや、養生シートなどに、本事業を利用している工事である旨表示する看板を、建物所有者等の了解のもとに設置し、区民へ事業をPRする。	引き続き、区民に広く事業をPRするため、看板の設置を実施していく。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守るため、必要性は高い。

議（要質問状）	平成23年第2回定例会 空地・空家等適正管理に関する条例の制定について
---------	-------------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	不燃化特区整備促進事業（木密地域不燃化10年プロジェクト）		部課名	防災都市づくり部 防災街づくり推進課	課長名	松崎
			担当者名	岩本、浜本、楯列、武笠、佐藤	内線	2821, 2839
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		不燃化特区整備促進事業費(01-14-01)				
事務事業の種類	● 新規事業（● 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	25 年度	根拠	東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱		
終期設定	● 有 ○ 無	32 年度	法令等	東京都不燃化推進特定整備事業補助金交付要綱		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画		
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]				
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]				
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]				
目的	東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱の不燃化特区に指定された「荒川二・四・七丁目地区」において、地域の建物の不燃化、主要生活道路や公園等の整備、建築相談ステーションの設置等、重点的・集中的な取り組みを実施することにより、木密地域の改善を一段と加速させ、燃えない・燃え広がらない災害に強い街づくりを推進する。					
対象者等	荒川二・四・七丁目地区の老朽家屋で除却及び建替を行う建築主、主要生活道路の拡幅整備事業等に係る権利者又は沿道建替等の建築主、導入予定である都市計画道路補助90号線沿道の不燃化促進事業に係る建築主等。					
内容	<p>①主要生活道路4号線の拡幅整備や周辺の公園整備により、防災性の向上を図る。</p> <p>②都住跡地を活用し、事業推進のため移転が必要になる方等に対する賃貸住宅を確保する。</p> <p>③補助90号線整備に伴う沿道の不燃化促進により延焼遮断帯の形成を図る。</p> <p>④避難経路の確保、消防活動の円滑化のため主要生活道路を幅員6mで整備を推進する。</p> <p>⑤公園不足地域の解消のため、公園等を整備し、防災活動拠点の形成を図る。</p> <p>⑥専門家が常駐する相談ステーションの設置により相談活動を強化し、地区内の建替を促進する。</p> <p>⑦建物除却に対する助成制度を創設し、老朽木造建物の除却を促進する。</p> <p>⑧準耐火建築物以上の建築物に対する助成制度を創設し、不燃化を促進する。</p> <p>⑨建築物の管理者の明確化、適正な維持管理を求めため、建築物適正管理制度（条例）を導入する。</p>					
経過	平成25年4月12日 先行実施地区整備プログラムの認定 平成25年4月26日 不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）の指定					
必要性	当地区は、狭あい道路や狭小敷地の木造建物が多く、災害時の危険性（東京都・地震に関する「第6回地域危険度測定調査結果一覧表」で地震による地域危険度＜総合＞が4～5と判定されている）が高い地区であるため、不燃化特区制度を活用し、地域の防災性及び住環境の向上を図る必要がある。					
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ○防災まちづくりの効果をあげるため、住民活動組織を育成・支援するとともに、地区住民への個別訪問その他の方法により防災意識の啓発と不燃化建築物への建替え誘導を行う。 ○都市計画道路補助90号線の沿道に不燃化促進事業を導入するための調査を委託により実施し、現況及び住民意向等を調査し、当該事業の計画的な推進を図る。					

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	—	—	—	—	—	—	48,380
	①決算額（25年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	48,380
	②人件費等	—	—	—	—	—	—	—
	③減価償却費	—	—	—	—	—	—	—
	【事務分担量】（%）	—	—	—	—	—	—	—
	合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	0	48,380
	国（特定財源）							19,097
	都（特定財源）							14,641
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	0	0	14,642
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	老朽住宅買取除却	—	—	—	—	—	—	7件
	建替促進助成	—	—	—	—	—	—	7件

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料					荒川二・四・七丁目地区事業推進活動等	24,755
	工事請負費					老朽住宅解体工事	8,820
	公有財産購入費					老朽住宅買取	11,340
	負担金補助及び交付金					建替促進助成補助金	3,465

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
①	不燃領域率	-	-	(58.4%)	59.3%	60.4%	土地面積に対する耐火・準耐火建築面積、空地等の比率（32年度：70%）
②							
③							

問題点・課題 （指標分析）	<p>当地区は、狭小敷地の木造戸建て住宅や木造共同住宅等の建物が多く、接道条件が悪く老朽化が進行している。また、地区内の生活道路や区画道路の大部分が幅員6m未満であり、広域避難場所への安全な避難経路が確保されていない。その上、公園やオープンスペース等は偏りがあり、広域避難場所との間には延焼遮断帯が形成されていない状況であり、防災上、居住環境の面で問題を抱えている。</p> <p>地区内人口は、平成17年度と比較してやや増加に転じているが、65歳以上の高齢者の割合はそれ以上の割合で増加するなど住民の高齢化も進んでおり、道路拡幅に伴う建替えや耐火建築物への建替えが進まない状況にある。</p>
	<p>他区の実施状況</p> <p>（実施 10 区（先行実施地区） 未実施 12 区）</p> <p>○実施地区：墨田区、品川区、目黒区、大田区、中野区、豊島区、北区、板橋区、葛飾区、江戸川区 ○未実施地区：足立区、千代田区、港区、世田谷区、中央区、新宿区、練馬区、台東区、文京区、江東区、杉並区、渋谷区</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	火災時に延焼の恐れがある老朽木造建築物に対する新たな除却制度を創設するとともに、戸建て建替助成制度を創設する。	平成25年度に引き続き、老朽木造建築物除却・建替えに助成することで地域の不燃化を推進する。
②	専門家を派遣しながら主要生活道路の拡幅整備を行い、避難経路を確保する。	平成25年度に引き続き、専門家を派遣しながら主要生活道路の拡幅整備を行い、避難経路を確保する。
③	地域に密着した「建築相談ステーション」を設置し、地域の方々からの様々な相談に応えるとともに、専門家派遣を実施することで権利関係の問題解消にも積極的に取り組み、これまで以上に木密地域の改善を加速させる。	建築物適正管理制度（条例）を制定する。
④	本格実施の指定に向けて、地区を選定し、整備プログラムを作成のうえ、認定を受ける。	認定を受けた整備プログラムに基づき、事業を推進して木密地域の改善を加速させる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	木密地域の改善を一段と加速させるため本事業を重点的に推進する。

議会質問状況 （要旨）	平成24年1定	「密集市街地整備について（「木密地域不燃化10年プロジェクト」の導入について）」
	平成24年2定	「防災対策について（「迫り来る東京直下地震に備えて」の区長の決意について）」
		「防災・減災対策について（木造密集市街地の解消）」
	平成24年3定	「防災対策について（木密十年プロジェクトと特定整備路線の整備）」
		「町屋地域の再整備について（町屋駅前補助九十号線の拡幅整備事業）」
	平成24年4定	「防災まちづくりについて（木密地域の解消に向けた取り組みについて）」
	「大規模災害に強い防災街づくりの更なる推進」	
平成25年1定	「区長3期目のスタートにあたって（安全安心のまちづくり）」	
	「防災対策の強化について（専門家も含めた独自の体制をつくり推進すること）」	
	「「木密地域十年プロジェクト」実施に当たり、新たな特区申請と荒川区の地域特性を生かした地域価値創造を目指した安全安心街づくりについて」	

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	特定建築物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎										
		担当者名	鈴木	内線	2826										
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）															
事務事業の種類	● 新規事業（● 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ○ それ以外の継続事業														
開始年度	○ 昭和 ● 平成 25 年度	根拠	特定建築物耐震化推進事業制度要綱												
終期設定	● 有 ○ 無 27 年度	法令等													
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画											
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]													
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]													
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]													
目的	大規模地震による倒壊等のおそれがある特定建築物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援する制度を確立することで建物の耐震性の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。														
対象者等	昭和56年5月31日以前に建築された延べ面積5,000㎡以上の特定建築物														
内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">支援事業</td> <td style="width: 20%;">耐震診断</td> <td style="width: 20%;">耐震補強設計</td> <td style="width: 20%;">耐震補強工事</td> <td style="width: 20%;">耐震建替え工事</td> </tr> <tr> <td>特定建築物</td> <td>診断費の10/10</td> <td>設計費の2/3 (限度額100万円)</td> <td>工事費の2/3 (限度額1000万円)</td> <td>工事費の2/3 (限度額1500万円)</td> </tr> </table>					支援事業	耐震診断	耐震補強設計	耐震補強工事	耐震建替え工事	特定建築物	診断費の10/10	設計費の2/3 (限度額100万円)	工事費の2/3 (限度額1000万円)	工事費の2/3 (限度額1500万円)
支援事業	耐震診断	耐震補強設計	耐震補強工事	耐震建替え工事											
特定建築物	診断費の10/10	設計費の2/3 (限度額100万円)	工事費の2/3 (限度額1000万円)	工事費の2/3 (限度額1500万円)											
経過	平成25年 5月 建築物の耐震改修の促進に関する法律一部改正公布 平成25年10月 特定建築物耐震化推進事業制度要綱制定 平成25年11月 建築物の耐震改修の促進に関する法律一部改正施行														
必要性	大規模な地震の発生に備えて、不特定かつ多くの者が利用する大規模な特定建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため。														
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員) 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震補強工事等着手→耐震診断、耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付														

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	—	—	—	—	—	—	0
	①決算額（25年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	—
	②人件費等	—	—	—	—	—	—	—
	③減価償却費	—	—	—	—	—	—	—
	【事務分担量】（%）	—	—	—	—	—	—	—
	合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	0	0
	国（特定財源）	—	—	—	—	—	—	—
	都（特定財源）	—	—	—	—	—	—	—
	その他（特定財源）	—	—	—	—	—	—	—
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
	実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	耐震診断支援事業	—	—	—	—	—	—	—
	耐震補強設計支援事業	—	—	—	—	—	—	—
	耐震補強工事支援事業	—	—	—	—	—	—	—
	耐震建替え工事支援事業	—	—	—	—	—	—	—

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	① 耐震診断支援事業（件）	—	—	—	—	—	
	② 耐震補強設計支援事業（件）	—	—	—	—	—	
	③ 耐震補強工事支援事業（件）	—	—	—	—	—	
	④ 耐震建替え工事支援事業（件）	—	—	—	—	—	

（指標分） 他区の実況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の費用負担の問題 ・ 設計図書の不備 ・ 鉄骨造建物のアスベスト除去・耐火対策
	（実施 0 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	——	事業への理解を深めていただくため、建物所有者に対し個別訪問を実施する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業拡大を図り重点的に推進する。

況議 （要 会 質 問 状）	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	主要生活道路拡幅整備費	部課名	防災都市づくり部道路公園課	課長名	川原
		担当者名	坂本	内線	2737
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	主要生活道路拡幅整備費（01-05-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	19 年度	根拠	密集市街地における防災街区の整備に関する法律	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画	○ 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	都市計画マスタープランにおける主要生活道路のうち、密集住宅市街地整備促進事業の整備計画等において優先整備路線に位置づけられた路線の拡幅整備により、事業地区の防災性の更なる向上を図る。				
対象者等	密集事業地区内の主要生活道路（優先整備路線）に面する拡幅対象用地				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・密集住宅市街地整備促進事業地区（荒川五・六丁目地区、町屋二・三・四丁目地区、荒川二・四・七丁目地区、尾久中央地区）の整備計画等に定める優先整備路線を幅員6mに拡幅する。 ・進め方としては、 <ol style="list-style-type: none"> ①拡幅に協力していただく沿道地権者の意向確認を防災街づくり推進課で行う。 ②意向確認が得られた段階で、経理課が用地買収の折衝事務および契約締結事務を担当する。 ③施設管理課において取得と同時に用地を区道に編入するための道路区域変更手続きを行う。 ④事務手続きが終了した後に、防災街づくり推進課からの拡幅整備依頼に基づき、道路公園課において拡幅整備工事を実施する。 <p>※密集住宅市街地整備促進事業費【国補助1/2】【都補助1/4】…密集事業地区</p>				
経過	・平成19年度～：主要生活道路の拡幅整備工事開始				
必要性	密集市街地における防災性の向上や居住環境の改善を図るために必要である。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 小規模な工事については、単価契約において実施				

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	5,304	20,413	13,881	194,327	61,804	178,287	14,764
	①決算額（25年度は見込み）	5,303	12,497	1,379	193,036	61,802	176,533	14,764
	②人件費等	0	1,271	1,222	1,364	7,424	4,597	
	③減価償却費				494	3,017	1,839	
	【事務分担当】（%）	0	15	15	17	97	57	
	合計（①+②+③）	5,303	13,768	2,601	194,894	72,243	182,969	14,764
	国（特定財源）	2,600	5,490	400	92,093	13,716	79,430	5,800
	都（特定財源）	1,300	2,745	200	46,046	6,858	39,715	2,900
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,403	5,533	2,001	56,755	51,669	63,824	6,064
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	整備件数(件)	4	2	1	6	5	4	—
								—

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
工事請負費	工事請負費	48,532	工事請負費	5,438	工事請負費	14,764	
公有財産購入費	用地取得費	13,270	用地取得費	171,094	用地取得費	0	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	整備延長累計(m)	270	387	439	—	—	目標延長:3,176m（両側換算）
②	整備率(%)	8.5	12.2	13.8	—	—	整備延長／目標延長
③							

問題点・課題 (指標分析)	用地取得をして道路整備を実施することから、敷地境界について沿道土地所有者などの関係権利者の了解を得ながら進める必要がある。
	他区の実況 (実施 18 区 未実施 4 区) 千代田・中央・港・江東 事業終了区 2区：文京・大田

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業に協力いただいた関係権利者の意向を確認しながら迅速、正確、安全に施工することを心がける。	25年度の結果を踏まえ、より迅速、正確、安全に施工する手法を検討する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	災害に強いまちづくりを推進するために本事業は欠かせない。

状況 (要旨)	
------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	荒川区耐震改修促進計画の推進		部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	中山
			担当者名	蓮池	内線	2845
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	建築指導事務費（01-01-01）					
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠	建築物の耐震改修の促進に関する法律	
終期設定	有	無	27年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]				
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]				
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]				
目的	区内の建築物の耐震化を促進することにより、都市の防災性を高め、震災から区民の生命及び財産を守ることを目的とする。					
対象者等	新耐震基準（昭和56年6月施行）以前に建てられた住宅、民間特定建築物（不特定多数の者が利用する建築物）、防災上重要な公共建築物					
内容	1 対象区域 荒川区全域 2 計画の内容 耐震化の目標 ・住宅 90% ・民間特定建築物 90% ・防災上重要な公共建築物 100% 耐震化の取組み方針 耐震化にかかる総合的な施策の展開 3 計画の期間 都の耐震改修促進計画と併せ、平成20年度から平成27年度の8年間					
経過	・平成19年6月 計画策定のための策定委員会を設置 ・平成19年7月 第1回の策定委員会を開催、検討の開始 ・平成20年4月 計画の素案を決定、都に同意を求める ・平成20年5月 都の同意を受ける ・平成20年5月 庁議等の決定を受け、「荒川区耐震改修促進計画」を決定する。 ・平成20年5月 建設環境委員会報告					
必要性	都は防災会議による被害想定を半減を目指し、平成19年3月に東京都耐震改修促進計画を策定した。区は、区民を震災から守るため、区内の建築物の耐震化を促進するための計画である。 国・都の耐震関連補助金は、平成20年度より本計画に位置づけられたものが対象とされている。財源を確保し、荒川区における耐震改修を円滑に促進するためにも本計画が必要である。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（25年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費等	1,708	847	407	436	423	413		
減価償却費				145	156	161		
【事務分担量】（%）	20	10	5	5	5	5		
合計（ + + ）	1,708	847	407	581	579	574	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,708	847	407	581	579	574	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	住宅の耐震化率	78	80	81	82	84	耐震性のある住宅戸数/全体住宅戸数（27年度目標90%）
	民間特定建築物の耐震化率	84	84	85	86	88	27年度目標90%
	防災上重要な公共建築物の耐震化率	92	94	94	96	96	27年度目標100%

（問題点・課題 指標分析）	耐震改修促進計画で定めた目標の耐震化率を達成するためには、普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実だけでは目標の達成は困難なため、施策の充実について検討していく必要がある。					
	平成22年度実績		平成23年度実績		平成24年度実績	
	耐震診断34件(木造)	耐震診断 1件(非木造)	耐震診断72件(木造)	耐震診断 6件(非木造)	耐震診断92件(木造)	耐震診断 3件(非木造)
耐震設計 2件(木造)	耐震設計 1件(非木造)	耐震設計 2件(木造)	耐震設計 1件(非木造)	耐震設計 6件(木造)	耐震設計 1件(非木造)	
耐震補強 1件(木造)	耐震補強 1件(非木造)	耐震補強 2件(木造)	耐震補強 0件(非木造)	耐震補強 3件(木造)	耐震補強 1件(非木造)	
耐震建替10件(木造)	耐震建替0件(非木造)	耐震建替43件(木造)	耐震建替 1件(非木造)	耐震建替49件(木造)	耐震建替 1件(非木造)	
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）					

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
耐震化にかかる啓発、建物所有者への指導、耐震改修に対する支援策を確立する。	特定緊急輸送道路沿道建物等の非木造の建築物の耐震化を推進する体制の構築を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度設定	26年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	区内の建築物の耐震化を促進し防災性の向上を図るため、本促進計画の必要性は高い。

況議 （要 旨） 問 質 状	
-------------------------------	--